

4. 県 単 事 業(目次へ戻る)

事 業 名	区 分	負 担 割 合			採 択 基 準
		国	県	その他	
県 単 県 営 緊 急 地 す べ り 対 策 事 業 農地防災係	緊急地すべり防 止工事 (1) 防止施設本 体工事 (2) 防止施設本 体工事に合 わせ受益が 発生する場 合	— —	100 50	— 50	県単県営緊急地すべり対策事業実施要綱(R7.10.1 施行)によるものとし、対象となる工事は次の(1)～(6)に揚げる条件を全て満たすこと。 (1) 施行の対象地区は、農村振興局所管地すべり防止区域に指定された区域内または、地すべり防止指定予定区域内にあること。 (2) 次のいずれかの条件に該当する小規模な防止工事であること。 ①多量の崩土が溪流又は河川に流入して下流河川に被害を及ぼす恐れのある場合。 ②鉄道(私鉄を含む)、国県道、市町村道、農道、集落道、林道及びその他公共施設などに被害を及ぼす恐れのある場合。 ③官公署、学校、病院、集会所などの公共建物に被害を及ぼす恐れのある場合。 ④農地 1ha 以上及び農業用施設に被害を及ぼす恐れのある場合。 【農地 5a 以上 1ha 未満の場合であって、当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、それが農地 1ha 以上の被害に相当するものと認められる場合を含む。】 ⑤人家 5 戸以上に被害を及ぼす恐れのある場合。 ⑥島根県地域防災計画又は市町村地域防災計画に登載された、ため池、消防防災施設、避難路などに被害を及ぼす恐れのある場合。 (3) 防止工事の対象工法は、国庫補助事業の対象工法と同じであること。 (4) 緊急に事業を施行する必要性が認められること。 (5) 本体工事に合わせ受益が発生する場合は負担割合県 50%その他 50% 〔地すべり等防止法第 31 条、第 36 条〕 (6) 一カ所事業費が 1,000 千円以上。

事業名	区分	負担割合			採択基準
		国	県	その他	
県単農地防災施設長 寿命化事業 農地防災係	地すべり防止施設、海岸保全施設、農地防災ダムの老朽化等に伴う更新・補修等 ア、工事請負費 イ、委託料 ウ、公有財産購入費 エ、補償・補填及び賠償金 オ、需用費	-	100	-	農地防災施設長寿命化事業実施要綱（R7.10.1 施行）によるものとする。 1. 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設に係るものであること。 2. 地すべり防止区域内における地すべり防止施設の補修等に係るものであること。（農村振興局所管） 3. 地すべり防止区域の表示に関するもの。（農村振興局所管） 4. 県が管理する海岸法に基づく海岸管理施設の補修等に係るものであること。（農村振興局所管） 5. 県が管理する湖岸堤防施設の修繕等に係るものであること。 6. 県が管理する農地防災ダム本体及び付帯施設の補修等に係るものであること。
県 単 県 営 地すべり対策事業 農地防災係	【防止工事】 地すべり防止工事及び落石防止対策工事 【長寿命化工事】 地すべり防止施設の老朽化等に伴う更新・補修等 ア、工事請負費 イ、委託料 ウ、公有財産購入費 エ、補償・補填及び賠償金 オ、需用費	-	100		県単県営地すべり対策事業実施要綱（R7.10.1 施行）によるものとする。 【防止工事】 1. 地すべり防止区域（地すべり指定予定区域を含む。）及び地すべり危険地における対策工事であること。 2. 国から採択を受けた区域において国庫補助事業を補完することで計画的な対策の促進を図るものであること。 3. 地すべり危険区域及び隣接地において落石防止等の対策を行うもの。 4. 地すべり防止区域の指定に係る調査等であること。 5. 地すべり対策工事（地すべり防止工事）の実施に必要な諸条件について調査し、事業計画を立案する調査であること。 【長寿命化工事】 1. 地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設に係るものであること。 2. 地すべり防止区域内における地すべり防止施設の補修等に係るものであること。（農村振興局所管） 3. 地すべり防止区域の表示に関するもの。（農村振興局所管） 4. 地すべり対策事業（地すべり防止施設長寿命化対策工事）の実施に必要な諸条件について調査し、事業計画を立案する調査であること。
農地防災ダム付帯施設更新事業 ため池保全係	農地防災ダムの整備・更新 ア、工事請負費 イ、委託料 ウ、公有財産購入費 エ、補償・補填及び賠償金 オ、需用費	-	94	6	農地防災ダム付帯施設更新事業実施要綱（H23.4.1 施行）によるものとする。 1. 県が管理する農地防災ダム本体及び付帯施設の整備・更新に係るものであること。

事業名	区分	負担割合			採択基準
		国	県	その他	
県単ため池安全 確保事業 ため池保全係	【県営・団体営】 ため池の応急 整備、廃止、施 設の点検等 ア、工事請負費 イ、委託料 ウ、補償 ※廃止は団体 営事業に限る 【県営】 耐震性調査等 における支援的業 務、監視・保全を 目的とする活動と 情報収集管理業 務	- -	67 100	33 -	県単ため池安全確保実施要綱（R7.10.1 施行）によるものとする。 1. 国庫補助事業対象とならないこと。 2. 貯水量が 300 m ³ 以上のため池とする。 3. 家屋、道路、公共施設等に被害が想定されるこ と。 4. ため池廃止は利用者の同意があること。 5. 事業費が 1,000 千円以上であること。 6. 整備計画を作成すること。 7. 県営事業にあたっては、県営ため池整備 事業を実施中のため池であること。
県単農地有効利用支 援整備事業 水利係	耕作放棄の未 然防止を目的と した農地や農業 水利施設等の 簡易な整備を支 援 事業の種類 (1)農業用排水施設 (2)暗渠排水 (3)客土 (4)区画整理 (5)土壌改良 (6)鳥獣侵入防止施設 (7)農用地の改良又は保全 (8)営農用水施設 (9)農道 (10)臨時の用排水対策 (11)特認	-	50	50	1 受益面積の合計が5ha未満であること。 2 耕作放棄地となるおそれのある農地の認 定が必要。（認定は市町村長） 3 事業主体 市町村・土地改良区
県単基幹水利施設整 備事業 水利係	基幹的な農業 水利施設の機 能を適切に保 全していくため、 「県営水利施設 等保全高度化 事業」などの国 庫補助事業を 補完し、老朽化 した水利施設の 補修・修繕（予 防保全対策）を 計画的に実施 するもの。	-	75	25	1 県営事業として実施する国庫補助事業 （県営水利施設等保全高度化事業）の実 施要件に準ずる。 2 事業主体 県

事業名	区分	負担割合			採択基準
		国	県	その他	
県単基幹水利施設緊急修繕事業 水利係	基幹的な農業水利施設の老朽化に伴う故障や事故等が発生した場合、迅速に修繕・復旧ができるよう取り組むもの。	-	75	25	1 国営事業で造成された施設もしくは島根県基幹水利施設保全対策実施方針に記載されている施設であること。 2 緊急性を要し、かつ維持管理の範疇を越えた対策が必要であるもの。 3 事業主体 県・市町村・土地改良区 なお、事業主体は、施設の状況や管理状況等を普段から把握している施設管理者等(市町村、土地改良区)を原則とする。
県単渇水対策緊急支援事業 水利係	渇水時に行う仮設ポンプ設置・運転、散水車等による農業用水の運搬・補給等の農業用水確保に対する取組を支援する。		50	50	次に掲げるいずれかの状況にあつて、農業被害を及ぼすことが想定される場合。 1 県において、渇水対策本部が設置された場合 2 市町村において、渇水対策本部が設置された場合 3 ダム等の渇水調整(二次渇水調整)が発動された場合 4 その他、知事が必要と判断した場合 事業主体 市町村・土地改良区
農業水利施設省エネルギー化推進対策事業 国営事業対策室	農業水利施設の電気料金等高騰対策として、省エネルギー化等に取り組む施設管理者に対して、電気料金等の高騰分に対して定額を支援するもの。	定額 交付額の算定は、エネルギー料金高騰分の0.5。			(1) 高圧、農事用電力A(低圧)、低圧電力及び別途知事が認める契約種別のいずれかの電力を使用する農業水利施設である。 (2) 水利施設の管理者が公共機関を除く事業者(土地改良区、水利組合等)であること。 (3) 電気料金及び油脂費高騰分計について、その全額を国、県、市町村等の補助金により充当されていないものであること。 (4) 様式第3号の省エネルギー化推進計画(実績)に基づき、次の各号のいずれかの農業水利施設の省エネルギー化を図る施設とする。 ア 水利施設管理強化事業(国補助事業)の一般型、特別型及び連携管理保全型又は基幹水利施設管理事業(国補助事業)の一般型及び特別型の対象施設。 イ 直近12ヶ月の施設の維持管理に要する費用(操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、整備補修費、諸油脂費及び電力料をいう。)に占める諸油脂費及び電力料の割合が25%以上であつた施設管理者が管理する農業水利施設であること。

ふるさと農道整備事業 （ 県 営 ） 基盤整備係	一般(開設・改良) （ 内 地 ・ 離 島 ）	—	90	10	1. 目 的 定住促進対策の一環として、緊急に行う必要がある農道の整備や保全対策を推進し、農業農村の振興と定住環境の改善に資するために実施するもの 2. 事業内容 (1)促進型……国庫交付金の県営農道整備事業と本事業の施行区間を区分して行うもの (2)合併型……国庫交付金の県営農道整備事業と本事業の施行内容を区分して行うもの(拡幅等) (3)単独型……以下の条件を満たし本事業で実施するもの ① 集落と集落、集落と基幹的道路又は基幹的公共施設との間を結ぶ農道の開設、改良等 ② 農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設、改良等 3. 実施基準 (1) 県営農道整備事業により実施する路線に接続する路線で受益面積が概ね10ha 以上 単独で実施する路線は、受益面積が概ね 50ha 以上(過疎、山振、半島にあつては 30ha 以上) (2) 全幅員が 4.0m 以上 (3) 単独型は国庫交付金事業採択要件に合致しない地区であること (4) 事業完了後、市町村が農道として管理する路線であること (5) 単独型は農業農村整備事業管理計画の中に農道として計画されていること
	保全対策(内地)	—	75	25	
	保全対策(離島)	—	77.5	22.5	
	上記工事費 以外の事務的 経費 (事務費)	—	100	—	